

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年9月25日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：キルギス国野菜に関連するバリューチェーン構築マスタープランプロジェクト（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：キルギス国野菜に関連するバリューチェーン構築マスタープランプロジェクト (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a00636

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年9月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年9月25日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：キルギス国野菜に関連するバリューチェーン構築マスタープランプロジェクト（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年11月～2026年5月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の25%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降): 契約金額の15%を限度とする。

(7) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2024年度(2025年2月末)
- 2) 2025年度(2026年2月末)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第二課
電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 10月 1日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 10月 2日 12時
3	質問への回答	2024年 10月 7日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 10月 11日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
8	見積書の開封	2024年 10月 25日 11時
9	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
10	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

	<p>(申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。</p>
--	--

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「キルギス国農作物輸出促進及び食料安全保障のためのフードバリューチェーン構築マスタープランプロジェクト詳細計画策定調査(評価分析)」(調達管理番号: 23a00875)の受注者(合同会社適材適所)及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依

頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

1）提出期限：上記2.（3）参照

2）提出先：<https://forms.office.com/r/kL2hKuw7SX>

注1）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

（2）回答方法

上記2.（3）日程の期日までに以下のJICAウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記2.（3）参照

（2）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1）プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記2.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

2）本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：24a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (2) に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90 : 10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトのアウトカム、アウトプット、主な調査項目に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

➤ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	ドラフトマスタープランの早期策定に向けた調査方法及び想定スケジュール	第3条（4） ➤ ドラフトマスタープランの早期策定
2	クラスターアプローチ推進における重要課題及びそれに関する調査方法	第3条（3）調査時に考慮すべき事項

3	マスタープランの章立て	第3条(4) ➤ マスタープランの位置づけ
4	FVCWG (Food Value Chain Working Group) の巻き込み方に関する方針、会議の実施方針	第3条(1) ➤ FVCWG
5	現地リソース(現地コンサルタント等)の活用方法及びTOR案	第6条 再委託

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「5.競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目

標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年7月
- ・ R/D署名：2024年9月4日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクト実施体制

- 開発計画調査型技術協力では、当該調査の成果であるマスタープランの内容が、先方政府の政策・開発計画に反映されることに加え、マスタープランが相手国政府の資金や国際機関及び援助機関により実施されることが期待される。
- 本案件では実施体制を以下の通り3階層に整理する。

(ア) プロジェクトチーム

農業省における MWRAPI (Division of Implementation of Decisions of the Ministry) の関連部局及び本調査団

(イ) Cluster Development Council

キルギス農業省内に設置されたクラスターアプローチを推進するための協議会

(ウ) FVC 関連アクター

クラスターアプローチ推進に関連する各アクター（他省庁、銀行、協会、企業等）

これら3階層をまとめて FVCWG (Food Value Chain Working Group) と呼ぶこととする。

- Cluster Development Council の構成は以下の通り。
 - ◆ 議長：農業省副大臣
 - ◆ メンバー：農業省内関連部局長、経済産業省、財務省、銀行の副委員長 (Ayil bank, RSK bank 等)、大学の先生、各クラスターのリーダー
- FVCWG
受注者は、FVCWG と適時適切な情報共有や連携を進め、本プロジェクトを通じて各機関を横断する議論と合意形成を図る場を整え、プロジェクト終了後も持続的に活動を推進する方法を議論し、その内容をマスタープランとし

て取りまとめる。また、現場の課題に寄り添ったマスタープランの内容を作成するよう FVCWG と密に連携することに留意する²。

(2) 他事業／他機関との連携

- キルギスでは、数多くの開発機関が関連プロジェクトを実施している（詳細計画策定調査報告書（案）を参照）。そのため、各機関と密に情報交換を行い、本プロジェクトの成果（マスタープランに含まれる提言）においても、それらの機関との連携の可能性を検討する。また実施中のプロジェクトのみならず、他機関が過去に実施したプロジェクトや各種調査・研究等の成果の活用も検討する。

(3) 調査時に考慮すべき事項³

➤ 市場調査に含めるべき内容

- ◆ キルギスの農産物は近隣国との競合の中で流通・販売が行われていることを踏まえた、競合関係の中での市場分析。
- ◆ 農産物の売り先として、国内だけではなく中央アジア、ロシア、欧州など多様な消費者層が想定されることを踏まえ、対象となる消費者層を特定し、彼らのニーズを分析した上で構築した商品開発・販売戦略。
- ◆ 近隣の大規模農業国と比較してキルギスの生産性が必ずしも高くない中、品種、品質や出荷時期調整などキルギス固有の農業生態系を活用した販売戦略（ブランディング）。

➤ 生産技術に関わる内容

- ◆ 品種適応性試験の適用範囲拡大：品種導入のための栽培試験の実施体制は既に整備されている（UPOV 加盟、DUS 試験も実践）が、園芸作物は昨年から扱うようになったことを踏まえた、導入実施体制・手順の検討。
- ◆ 作型の確立：品種、地域特性、施設を組み合わせた栽培方法のパターン（作型）についての技術的な検証。
- ◆ 病虫害対策、節水灌漑、輪作体系の検証。

➤ クラスタ運営に関わる内容

- ◆ 金融アクセスの改善：政府は各クラスターに予算措置（利子補填）をして

² 円滑な連携方法（定例会等の実施等）についてプロポーザルにて具体的に提案すること。

³ (3) に挙げる考慮すべき重要事項以外に考慮すべき事項があればプロポーザルにて提案すること。なお、品目やバリューチェーンに応じて以下項目の重要度は変わってくるため、具体的な調査設計においてはその点も含めて適宜優先順位を検討する。

いるが、利用状況はクラスターにより異なるため、同予算の活用も含めた金融商品の設計やビジネスプラン策定支援も含めたアプローチの検討。

- ◆ 技術普及システムの導入：中央アジア諸国共通の課題として普及システムの欠如という問題があるため、民間の技術サービス（TES-Centre, Bio-service 等の技術コンサルタント）をクラスターの実施体制へ組み込む方法の検討。
- ◆ 利益配分の適正化：クラスターアプローチの目標の一つに生産者の収益の向上があるものの、制度上の担保方法（公平な利益配分の実現）については必ずしも詳細に記載されていないため、この点の具体化。
- ◆ 契約栽培に係るルール整備、運用。

（４）策定する開発計画／マスタープランの位置づけ・戦略・方向性

➤ マスタープランの位置づけ

- ◆ 本プロジェクトは、野菜に関連するバリューチェーン（VC）構築マスタープランを策定することにより、キルギス政府が推進するクラスターアプローチを促進し、VC 関係者の所得向上に寄与することを目的としている。プロジェクト目標（アウトプット）として、マスタープランの策定が掲げられており、調査業務を主としたプロジェクトとなる。クラスターアプローチ促進に係る課題をとりまとめ、課題解決のための提言を含めたマスタープランの策定を想定している。一方、これまで多くのドナーが戦略文書等を策定してきたが、策定された戦略文書等が活用されなかった事例が多々あるため、本プロジェクトで策定するマスタープランは実施を念頭に置いたものを作成する。加えて、キルギス政府の体制を踏まえ、過度に政府に依存することなくクラスターが自立的に投資を促進し、持続的な運営ができるようになることを留意したマスタープランを作成する。
- ◆ マスタープランには以下の点を含める。また、ドラフトマスタープランでは、以下に示す 1～5 を含むが、ドラフトマスタープランの早期策定のため、※はドラフトマスタープラン策定後に残りの業務期間で詳細内容を調査する工程も可とする。⁴
 1. 野菜 VC に関わる政策と現状の調査分析
 2. 野菜 VC の類型化と優先 VC の選定
 - 2.1 野菜 VC の類型化と各類型の特徴
 - 2.2. 主要類型の中から優先 VC を選定するための選定基準の策定と優先 VC の特定
 3. 優先 VC に係る詳細調査

⁴ これ以外に有益と考えられる項目は、プロポーザルにて提案すること。

3.1 優先 VC におけるクラスターアプローチを念頭にしたビジネスモデルの検討

3.2 優先 VC の現況及びビジネスモデルとのギャップ・課題の整理

4. 優先 VC においてクラスターアプローチを実現するためのアクションプラン（※）

5. 他ドナーのプロジェクト情報

5.1 関連プロジェクトのスコープ範囲

5.2 関連プロジェクトとの連携案の検討（※）

6. クラスターアプローチの実現に向けた今後 10 年間の方向指針

（注）アクションプランには、マスタープラン策定後速やかにその実施に向けた取り組みが進められるよう以下の内容を含む。

- 目的
- 対象 VC
- 受益者
- 投入内容（想定予算含む）
- 活動概要
- 留意点

- ◆ 策定するマスタープランでは、クラスターアプローチ推進のためにアグリゲーターが果たす役割が大きいですが、現在はアグリゲーターを核としたクラスター型の農業形態は限定的かつ課題があるため、それに係る課題の整理と解決策及びビジネスモデルの提言を行う。
- ◆ 本提言には技術協カスキームのみならず多様なスキームの活用を念頭に提言を検討し、マスタープランに含める。

➤ アクションプランの対象品目

野菜単品よりも果実を含む複数の品目を組み合わせてバリューチェーンを形成している事例が多いことを踏まえ、具体的なアクションプランを作成する際は、いくつかの野菜（類型）を選択することを想定している。現在キルギス農業省と合意している選定基準は以下の通りとなるが、最終決定はプロジェクト開始後とする。

1. キルギス政府が掲げる 62 優先作物に含まれていること
2. 付加価値が付けやすいこと
3. キルギスの各地域における農業気候的優位性が活用できること
4. アグリゲーターを中心としたビジネスモデルが描けること
5. FVC 関係者間の公正かつ公平な利益配分が可能であること
6. 効果的な技術普及メカニズムが構築可能であること

7. 生産規模や成長率に基づく農家の潜在的受益者数が高いこと
8. 輸出促進に関する日本の戦略と深刻な対立がないこと

➤ ドラフトマスタープランの早期策定

本プロジェクトでは、2025年7月にドラフトマスタープランを策定する⁵。

➤ 目標年次

現在、キルギス政府内ではクラスターアプローチ達成のための明確な期間設定はされていない状況である。一方、「農業複合体におけるクラスター政策コンセプト 2021-2031」ドラフトをはじめ、「食料・加工産業発展プログラム 2023-2027」、「園芸発展プログラム 2024-2028」、「貿易・物流センター発展プログラム 2024-2028」においてもクラスターアプローチの内容が期限と共に明記されている。これら政府承認文書を踏まえ、本案件では今後10年間（2026年～2036年）で実施すべきFVC開発をスコープとする。

(5) 策定する開発計画／マスタープランの承認プロセス

- マスタープランの実効性を担保するために、農業省内で承認を得る必要がある。これは、マスタープラン本体の承認に加え、農業発展プログラム 2026-2030 もしくはその他の関連プログラムにマスタープランの内容を含ませることの承認も想定している。
- マスタープラン策定後の速やかな承認と実現に向けて、手続きの確認、必要となる事前調整や計画策定段階で検討すべき事項に漏れがないかなどの確認を継続的に行う。計画策定段階から、相手国中央省庁及び関係機関との情報共有を行う。

(6) 発注者の事業との連携・成果の活用

- 本プロジェクトに先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているため、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行う。
- 先行調査・既存事業は以下のとおり。
 - ◆ JICA「Survey on agricultural crops production」（2022年）（JICAキルギス事務所が実施した調査）
 - ◆ JICA「野菜に関連するバリューチェーン構築マスタープランプロジェクト詳細計画策定調査報告書」（2024年）

⁵ 契約期間の前半に多めの人月投入及びローカルコンサルタント（第6条 再委託）の有効活用を検討し、早期にドラフトマスタープランを策定する方法をプロポーザルにて提案する。

(7) 気候変動対策に資する計画

- パリ協定に基づき、キルギスは「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本プロジェクトにおいても気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。そのため、事業計画に当たっては、温室効果ガス(GHG)排出量の最小化(気候変動緩和策)や、気候変動による影響を考慮に入れた計画策定(気候変動適応策)の検討を行う。
- 「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)(適応策)」及び/または「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)(緩和策)」等を参考に、本プロジェクトで策定するマスタープランでの適応策及び/または緩和策の導入を検討する。

(8) ジェンダー主流化・インクルーシブな開発を考慮した計画策定

- マスタープラン策定の際に、ジェンダー平等及び女性エンパワーメントを促進する取り組みに配慮する。

(9) 技術協力事業としての位置づけ

① R/Dに基づく実施

- 本業務は、発注者とC/Pが、プロジェクトに関して締結した討議議事録(以下、「R/D」)に基づき実施する。

② プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、カウンターパートの職員等のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。
- 受注者は、プロジェクト全体の進捗、アウトプットの発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(必要に応じてR/Dの基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。

発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う

(R/Dの変更に関するカウンターパートとの協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者がR/D変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトする。

③ カウンターパートのオーナーシップの確保

- 受注者はカウンターパートのオーナーシップの確立を十分に配慮し、カウ

ンターパートとの協働作業を通じて、カウンターパートがオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、カウンターパート自らがプロジェクトを管理・進捗するよう工夫する。例として作物/地域選定に係るフローや課題の特定方法をカウンターパートが今後自ら実施できるよう能力強化を行う。

- 受注者は、プロジェクト終了後のインパクトの発現に向けて、上記カウンターパートのオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。マネジメント体制や人材育成は、可能な限り特定の性に偏らないように留意する。業務実施にあたっては、受注者のみで進めるのではなく、カウンターパート及び関係機関と緊密にコミュニケーションを図り、計画策定や調査実施手法及びそれらを進める際の留意事項等について技術移転を図りながらプロジェクトを進め、カウンターパートが自ら計画を作成・改訂する、調査を実施することが可能となるような能力強化を図る。

④ 広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、受注者は発注者と連携して、工夫して効果的な広報活動に務める。
- 本プロジェクトの活動が報道機関等で取り上げられる場合は、速やかに情報共有を行う。
- 関連する学会やシンポジウム等の機会で本プロジェクトの成果の発表も検討する。なお、発表内容については事前に発注者・受注者ですり合わせる。
- 受注者は各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけてコンサルタント業務従事月報提出時等に発注者へ提出する。

⑤ 開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(10) 収集資料・データの利用・公開に向けた対応

- 本プロジェクトで収集する広範な資料・データについては、今後対象地域への進出を検討している民間企業や他援助機関等の参考情報として、内容を整理した上で可能な範囲で外部公開することを想定している。
- データの取得に当たっては、文献やカウンターパートへの照会等を通じて相手国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

(11) 発注者への事前説明

- 各種レポート等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・カウンターパートに提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・カウンターパートとの間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取る（必要に応じて打合簿を作成する）。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- R/D 及び関連調査・関連事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討する。
- 共通仕様書に基づき業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。
- 特に関連調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国関係者に検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。

(2) インセプションレポートの作成／改定

- 業務計画書の内容を踏まえて、インセプションレポート（案）を作成し、その内容について発注者の承認を得る。
- 現地業務開始時にカウンターパートを含む相手国政府関係機関にプロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について説明・議論し、必要に応じて内容の見直しを行い、カウンターパートと合意する。

(3) 対象作物選定に関わる活動

- ① キルギスにおける農産物（主に野菜）に関する既存情報の収集・レビュー、統計データ、関係者へのヒアリング等を行い、現状把握・分析
- ② 調査した野菜 VC の類型化及び各類型の特徴の調査
- ③ 対象作物選定基準を確認の上、主要な類型の中からカウンターパートと共に対象作物 VC 及び地域の最終決定、対象地域における作物マッピングを作成

(4) VC 分析に関わる活動

- ① FVCWG の取りまとめ及び定例会の実施
- ② 対象作物の VC 分析及び分析結果の考察及び協議
- ③ 対象作物の VC におけるクラスターアプローチ推進のためのビジネスモデル調査
- ④ 対象作物の VC におけるクラスターアプローチ推進のための課題特定及び整理
- ⑤ 対象作物の VC のクラスターアプローチにおける可能性評価

(5) マスタープラン策定に関わる活動

- ① 対象作物の VC の提言案の作成
- ② 他ドナーによる関連プロジェクトの情報収集
- ③ 提言案を含めたドラフトマスタープランの策定
- ④ 優先度の高い提言に係る詳細情報を収集
- ⑤ 必要な政策及びアクションを含んだマスタープランを作成

(6) マスタープラン承認に関わる活動

- ① 農業省によるマスタープランの承認及びその他プログラムにおけるマスタープランの内容の反映フローの情報収集
- ② マスタープランを政府の政策枠組みに組み込むための提言の作成

(7) 留意事項に関わる活動

- 第3条に記載の留意事項に対応するための業務を行う。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。
- 基本的に電子データでの提出とするが、相手国実施機関との協議等に必要な部

数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日 以内	日本語	電子データ	
インセプションレポート (Ic/R)	2025 年 1 月下旬	英語 露語	電子データ	
インテリムレポート (It/R)	2025 年 7 月下旬	日本語 英語 露語	電子データ	
ドラフト・ファイナル レポート (DF/R)	2026 年 3 月	日本語 英語 露語	電子データ	
ファイナルレポート (F/R)	契約履行期限末日	露語	製本	20 部
		日本語 英語 露語	電子データ (CD- ROM)	各 1 部
業務実施報告書	契約履行期限末日	日本語	電子データ	

- 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはカウンターパート等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) インセプションレポート (Ic/R)

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法

- ④ 実施上の課題や懸案事項
- ⑤ プロジェクト実施体制
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 相手国実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（3）インテリムレポート（It/R）

案件の進捗をとりまとめる。また報告書には、（ドラフト）マスタープラン、それまでの調査成果、承認プロセスを含む次期活動計画を含める。レポート作成にあたっては、事前に JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で JICA の了解を得てから、JCC（Joint Coordinating Committee：合同調整委員会）にて先方政府に提出・協議を行い内容についての合意を得る。

（4）ドラフト・ファイナルレポート

これまでの業務結果をもとにドラフト・ファイナルレポートを作成する。ドラフト・ファイナルレポートの作成にあたっては、事前に JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICA の了解を得た後、キルギス関係者及び先方政府に提出し説明・協議を行う。また、ドラフト・ファイナルレポートの内容を簡潔に説明する発表資料を作成する。発表資料はカウンターパートからのコメントを反映し修正する。なお、将来の開発計画承認／マスタープラン承認の場合において、カウンターパートが活用することを視野に入れる。

（5）ファイナルレポート

ドラフト・ファイナルレポートに対するキルギス国側関係者のコメントを受け、必要に応じて情報・データ・提言を加え、ファイナルレポートを作成し JICA に提出する。

（6）業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、提案された計画の具体化の見込み、今後の課題、先方政府諸機関に関する所感等について、記録として残しておくための報告書を作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前にカウンターパート及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。

(1) 定例会資料

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり⁶。

	項目	概要	数量	見積の取扱
1	キルギスにおける農産物（おもに野菜）バリューチェーンに関する現状把握及び分析	第4条(3)①③に関連する業務、ただしカウンターパートとの協議は受注者が行なうこと。	1回	定額計上
2	クラスターアプローチ推進のためのビジネスモデル調査	第4条(4)③に関連する業務	1回	定額計上

⁶ 再委託業務の TOR はプロポーザルにて提案すること。

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：キルギス国（キルギス）

案件名：（和名）野菜に関連するクラスターアプローチを通じたバリューチェーン構築マスタープランプロジェクト

（英名）Master Plan Project for the Development of Value Chains for Vegetables and Certain Types of Crop through Cluster Approach

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

キルギスの農業セクターは、対 GDP 比の 11.0%、また農林漁業セクターでの輸出額の約 13%（約 3 億 USD）を占め、労働人口の 2 割以上が従事している主要産業の一つとなっている。しかし、農業従事者の所得は他産業と比較して低い水準にとどまっており、貧困削減の観点からも大きな課題となっている。

キルギスの農業形態は、1991 年の独立に伴い集団農業システムが解体された結果、ほとんどを小規模農家が占めるようになった。大規模生産に比べて価格競争力が劣るため、小規模農家でも利益を出しやすい農業構造を如何に構築するかという点を考慮する必要がある。しかしながら、農家への普及システムの欠如、非効率な流通制度、COVID-19 パンデミックや近隣国の情勢不安による農業機材や肥料の輸入価格の高騰等により、農業生産効率が低下している。機材の老朽化や管理予算不足により、灌漑用水路の維持・管理も困難となっており、技術・資金・人材・市場において課題が顕在化している。また、不適切な土壌管理（肥料・有機質等の適切な投入がない、過度の灌漑等、基本的な知識の欠如）により、土壌の肥沃度が低下した状況にあり、このことは高品質な農産品の効率的な生産において課題となっている。

農家や農業関連業者が直面するこれら課題に対応するため、キルギス政府は、「2018～2040 年国家開発戦略（National Development Strategy of the Kyrgyz Republic for 2018-2040）」において、優先産業の一つに農業・農産加工業を位置付けている。また「2021～2026 年国家開発プログラム（National Development Program of the Kyrgyz Republic for 2021-2026）」では、農作物の生産性向上を通じて持続可能な農業を発展させ、地域の社会経済開発に注力することが不可欠であるとしており、農業・農産加工業におけるクラスターアプローチの推進を打ち出している。クラスターアプローチは、キルギスの食料安全保障と付加価値向上、加工度の増強を達成するため、農作物を主要品目ごとに集約し、流通、加工、輸出業者等を中心に、生産から最終消費者に至るまでの農作物バリューチェーン（以下、「VC」という。）関係者をグループ化し、一体的な支援を行うアプローチである。かかる状況下、農業省（現在は水資源・農業・加工産業省（Ministry of Water Resources, Agriculture and Processing Industry、以下「MWRAPI」という。））によるクラスターアプローチの促進に向けて、農作物のなかでも特に野菜に関連する VC の構築を実現するためのマスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）を策定する技術協力プロジェクトが要請された。

（2）農業セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対キルギス共和国国別開発協力方針（2022年4月）では、重点分野「産業育成と雇用の創出」において、高付加価値産業の育成及び雇用創出のための主要産業である農畜産品・農畜産加工品の輸出促進等を支援するとしており、国内市場における農産品の競争力向上及び市場拡大を目指す本事業は、将来的に輸出促進に資する。事業展開計画（2022年4月）においては、農産物の付加価値を高め、生産管理面も含めた質の向上を実現するための「農産品・農産加工品輸出促進プログラム」に整合する。

対キルギス共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020年3月）において、同国の農業は輸出産業としての育成が必要であるとの分析がなされている。さらに本事業は、JICA 課題別事業戦略「グローバルアジェンダ」の「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」における重点クラスター「フードバリューチェーン構築」に位置付けられる。同国の野菜生産やマスタープラン策定にかかるこれまでの我が国の支援実績としては、技術協力「輸出振興のための野菜種子生産振興プロジェクト」（2013～2020）、開発計画調査型技術協力「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープランプロジェクト」（2014～2016）がある。

加えて本事業は、生産・流通・加工・消費に至る一連の VC 構築を通して競争力のある産業の確立と農業の生産性向上を図ることから、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール 2「食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」及びゴール 9「包摂的かつ持続可能な産業化の促進」に貢献する。

（3）他の援助機関の対応

韓国国際協力団（KOICA）は「Strengthen the Value Chain of Agricultural Products through Supporting Establishment of Post-Harvest Management System in Kyrgyz Republic」プロジェクト（2024-2027）において、チュイ州でタマネギ、ジャガイモ、ベリー類等の仕分け・選別・包装を行う流通加工施設の建設を計画している。

国連食糧農業機関（FAO）は、技術協力「Introduction and promotion of innovative approaches for adopting best technologies for horticulture」（2023-2025）において、MWRAPI の「園芸開発プログラム（2024-2028）」策定を支援するとともに、種苗生産農家への技術研修を実施している。また、技術協力「Strengthening capacities of Public and Private Sector for regulation, certification and marketing of organic products」（2022-2024）では、有機作物として輸出の可能性がある薬用ハーブ、クルミ等の技術デモンストラーションを農家圃場で行っている。

アジア開発銀行（ADB）は、2023年12月に承認された「Climate-Resilient Agricultural Value Chain Development Project」により、保冷库、貯蔵庫、流通・配送センターなどの大規模施設整備に対して現地金融機関を通して 40 百万ドルを融資（うち 20 百万ドルは贈与）する計画である。

また世界銀行は、キルギスにおいて農業・食品クラスターの生産性と気候レジリンスを高めるとともに、危機や緊急事態の際の迅速で効果的な対応を目指す「Resilient Agri-food Clusters Development Project」（2024-2029）を 2024年4月に承認した。その中で、園芸作物の生産者・加工業者のグリーン投資を支援するとしている。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、野菜に関連する⁷VC 構築マスタープランを策定⁸することにより、キルギス政府が推進するクラスターアプローチを促進し、VC 関係者の所得向上に寄与することを目的とする。

(2) 総事業費

1.89 億円

(3) 事業実施期間

2024 年 11 月～2026 年 5 月を予定（計 18 カ月）

(4) 事業実施体制

実施機関は、省の権限に関連する法律・プログラム・政策の策定を担う MWRAPI の省決定実施部（Division of Implementation of Decisions of the Ministry）

(5) インプット（投入）

1) 日本側

① 調査団チーム派遣（合計約 30M/M）（総括/バリューチェーン分析、農業生産、流通、加工技術、マーケティング、金融アクセス）

② プロジェクト活動に必要な費用

2) キルギス側

① カウンターパートの配置

案件実施のための事務所スペース、必要なデータ・情報の提供、キルギス側投入の person 費サービスや施設、現地経費の提供

(6) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

農業・農村開発分野において技術協力「輸出振興のための野菜種子生産振興プロジェクト」（2013～2020）を実施しており、マスタープランの対象作物の選定等においては同プロジェクトの成果も考慮する。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

KOICA は「Strengthen the Value Chain of Agricultural Products through Supporting Establishment of Post-Harvest Management System in Kyrgyz Republic」プロジェクト（2024-2027）において野菜の仕分け・選別・包装を行う施設建設を計画しており、マスタープランの対象作物・対象地域によっては支援の相乗効果も期待できることから、今後も連携について検討を継続する。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

カテゴリ分類 (C)

カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業は、策定されたマスタープランが将来的に実施されることにより、気候変動緩

⁷ 本事業における野菜は、食用の草本作物を意味し、生産プロセス（一年生作物であること）と VC 構築（収集・配送の VC が共有であること）を考慮し、ストロベリー、メロンなども対象に含む。

⁸ マスタープランは、潜在的な作物、地域、技術、投資、制度的枠組みを特定することにより、政府のクラスターアプローチを促進することを目的とし、本事業では主に野菜のクラスターを対象とするが、果物・ベリー・のクラスター、有機栽培のクラスターも考慮する。

和策及び／又は適応策に貢献する可能性がある。

3) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】 「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由>

マスタープラン策定に向けては、ジェンダー平等及び女性エンパワーメントを促進する取り組みが含まれることを協議・合意している

(8) その他特記事項

プロジェクト対象地域は、外務省危険レベル 2 かつ、JICA 安全対策措置にて在外事務所長承認エリアとされているオシュ州、ジャララバード州を含む可能性がある。これら地域が含まれることとなった場合には、JICA 安全対策措置に沿った対応を取るとともに、渡航前には最新の治安情報収集を行うこととする。なお、両州のウズベキスタン国境沿いの外務省危険レベル 3 地域への渡航は行わない。

4. 事業の枠組み

(1) インパクト (事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標) キルギス政府が推進するクラスターアプローチを促進し、VC 関係者の所得が向上する。

(2) アウトプット

マスタープランが策定される。

(3) 調査項目

1. 対象作物の選定

1.1 対象作物選定基準の確認及び最終決定する。

1.2 各州の作物マッピングを作成し、対象作物及び地域を決定する。

2. VC 分析

2.1 フード・バリュー・チェーンワーキンググループ(以下、「FVCWG」という。)を設立し、定例会を実施する。

2.2 FVCWG による対象作物の VC 分析を通じ対象 VC の特性をレビューする。

2.3 クラスターアプローチの確立に資する VC 開発の事例を調査する。

2.4 調査結果に基づき、対象作物のクラスターにおける技術、制度、インフラ、政策のギャップを特定する。

2.5 対象作物のクラスターにおける生産性向上、生産・付加価値向上、貿易、加工の可能性を評価する。

3 マスタープラン策定

3.1 対象作物のクラスターのポテンシャルを高めるための技術、制度、インフラ、政策の観点からの介入を提案する。

3.2 必要な政策、ガイドライン、潜在的プロジェクトを含むマスタープランをドラフトする。

3.3 ドラフトマスタープランをレビューし、優先的に実施すべき政策と行動を特定し、詳細情報を収集する。

3.4 必要な政策やアクション及び今後の協力計画を含むマスタープランを完成させる。

4 マスタープラン承認

4.1 農業省によるマスタープランの承認を受ける。

4.2 マスタープランを政府の政策枠組みに組み込むための提言を準備する。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件：特になし
- (2) 外部条件：キルギス政府によるクラスターアプローチに関する方針、関連の取り組みに大きな変更が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

キルギスにおける技術協力プロジェクト「輸出振興のための野菜種子生産振興プロジェクト」の終了時評価（評価年度 2017 年度）では、効率性の観点で、カウンターパートのプロジェクトへの参加が限定的であったことが指摘されている。本事業では、FVC 促進に係る政策を策定・実施するための MWRAPI の能力強化も意図されているため、MWRAPI の積極的な参加が不可欠であることを協議・確認した。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、野菜に関連する VC 構築マスタープランを策定することにより、キルギス政府が推進するクラスターアプローチを促進し、VC 関係者の所得向上に寄与するものであり、SDGs のゴール 2「食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」及びゴール 9「包摂的かつ持続可能な産業化の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 事後評価に用いる基本指標
 - ①マスタープランが政府の政策枠組みに組み込まれている。
 - ②マスタープランで提案される活動が実施されている。
- (2) 今後の評価スケジュール
 - 事業完了 3 年後 事後評価

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：農業・農村開発に関連するマスタープラン策定に係る各種業務。なお、フードバリューチェーンに関する各種業務経験を有することが望ましい。またキルギスでの業務経験を有していることも望ましい。

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：キルギス及び中央アジア地域
- ② 語学能力：英語（露語ができることが望ましい）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

現時点で想定する業務工程は以下のとおり。

- 1) ドラフトマスタープランの策定：2024年11月～2025年7月
- 2) マスタープランの策定及び承認：2025年8月～2026年5月

（2）業務量目途

1) 業務量の目途 約31.59人月

2) 渡航回数を目途 全25回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- キルギスにおける農産物（主に野菜）バリューチェーンに関する現状把握及び分析
- クラスタアプローチ推進のためのビジネスモデル調査

（4）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- JICA「Survey on agricultural crops production」報告書（2022年）

- JICA「野菜に関連するバリューチェーン構築マスタープランプロジェクト」詳細計画策定調査報告書（2024年）
- JICA「詳細計画策定調査 M/M」（R/D案を含む）

2) 公開資料

なし

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細についてはR/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

※ カウンターパートとの間では一部英語可ですが、基本的に使用言語は露語となります。

(6) 安全管理

1) 対象地域選定の際は外務省が設定する危険レベル3以上の地域は調査対象地域に含めないこととする。

2) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況、災害発生リスクについては、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版））」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

155,471,000円（税抜）

なお、定額計上分 10,000,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述 (2) のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	キルギスにおける農産物（主に野菜）バリューチェーンに関する現状把握及び分析	第2章第6条及び第3章2業務実施上の条件(3)	5,000,000円	現地コンサルタント再委託調査費	現地再委託
2	クラスターアプローチ推進のためのビジネスモデル調査	第2章第6条及び第3章2業務実施上の条件(3)	5,000,000円	現地コンサルタント再委託調査費	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書案」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)